

清水町後期高齢者医療に関する条例（平成20年清水町条例第3号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
（町が行う後期高齢者医療の事務） 第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7） （略） <u>（8） 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>（9） （略）</u>	（町が行う後期高齢者医療の事務） 第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7） （略） <u>（8） （略）</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。